

申 告 者	住 所											生 年 月 日	明・大・昭・平・令	釧路市長 あて 受付 年 月 日提出	コード番号																		
	フリ ガナ												年		月	日																	
	氏 名											電 話																					
	個 人 番 号 (マイナンバー)																								勤 務 先								
代理人	氏名											続柄						電 話															

無職無收入()・生活保護・非課税所得()

[illegible]

本人に関する 控除	寡婦	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 生死不明	昭・平・令 年 月	☐	☐ 勤労学生 （学校名）
	障害者	身・精・療・準 級	昭・平・令 年 月		

[illegible]

雑損控除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類
		平・令 年 月 日	
	損 害 金 額	保険金などで補填される金額	差引金額のうち災害関連支出の額
	円	円	円

社会保険料 控 除	国 民 健 康 保 険 料	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	介 護 保 険 料
	円	円	円
	国 民 年 金 保 険 料	そ の 他 ()	合 計
	円	円	円

生命保険料 支払金額	新 生 命 保 険 料	新 個 人 年 金 保 険 料	介 護 医 療 保 険 料
	円	円	円
	旧 生 命 保 険 料	旧 個 人 年 金 保 険 料	3 給与及700円の年金等に係る所得
	円	円	

地震保険料	地震保険料	旧長期損害保険料
支払金額	円	円

医療費 控除※3	区分	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
		円	円

☐ 特別徴収(月々の給与から差引き)

☐ 普通徴収(納付書により自分で納付)

[illegible]

市 民 税 課 記 入 欄								
控 配		同配	扶 養 親 族				年 少	
有	老		特定	同老	老人	その他		
扶 養 障 害			本 人 障 害		寡婦	ひとり	勤学	子・特
同障	特障	他障	特障	他障				
本人専 用申告	青色 申告	専従 配他	次年送	居住開始年月日			取得外	
				平	・	令		

※1 裏面にも記載する欄がございます。※2 別居の扶養親族等がある場合には裏面「5」にも記入してください。
※3 セルフメディケーション税制による控除を選択される場合には、「区分」欄に1と記入してください。（従来の医療費控除を選択する場合は空白）

1. 給与収入

(単位：円)

勤務先			
電話番号			
月	収 入 額	社 保 料	所得税
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
計			

3. その他の所得

(単位：円)

	営 業 等	不 動 産	公的年金以外の雑	そ の 他
所得の内容				
収 入 金 額				
必 要 経 費				
所 得 金 額				

4. 事業専従者に関する事項

氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号	続柄	月数	専従者給与の額
	明・大・昭 平・令 年 月 日				円
	明・大・昭 平・令 年 月 日				円
	明・大・昭 平・令 年 月 日				円
合計額					円

5. 別居の扶養親族等に関する事項

(令和5年1月1日現在)

氏 名	個 人 番 号	住 所

2. 公的年金収入

(単位：円)

種 類・支払者	収 入 額	社 保 料	所 得 税
日 本 年 金 機 構			
計			

6. 寄附金に関する事項

寄 附 の 種 類	寄 附 先	寄 附 金 額
ふるさと納税対象の 地方公共団体への寄附		円
・北海道共同募金会 ・日本赤十字社北海道支部 ・ふるさと納税対象外の 地方公共団体への寄附		円
条例で定めた 団体への寄附	北海道 釧路市	円 円

7. 配当所得に関する事項

種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・	円	円
		・	円	円
			国外株式等に係る 外国所得税額	円

8. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。	
配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

9. 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円	前年中の開廃業 開始・廃止
損益通算の特例適用前の 不動産所得		
事業用 資産の 譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円	月 日 ☐ 他都府県の 事務所等

10. 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		種類	生年 月日	明・大・昭 平・令 年 月 日	障害の種類・等級	別居の場合 の住所
氏名					身・療 精・準 級	
個人 番号						

所得控除一覧表 (令和4年12月31日現在)

納税者本人の 合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下	900万円超 1千万円以下	雑 損 控 除		市民税課にお問い合わせください		生命保険料控除	1. 控除額の計算（限度額70,000円） ①新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料ア. 12,000円以下の場合………全 額 イ. 12,000円超32,000円以下…支払額×1/2 +6,000円 ウ. 32,000円超56,000円以下…支払額×1/4 +14,000円 エ. 56,000円超…28,000円 ②旧一般生命保険料・旧個人年金保険料ア. 15,000円以下の場合………全 額 イ. 15,000円超40,000円以下…支払額×1/2 +7,500円 ウ. 40,000円超70,000円以下…支払額×1/4 +17,500円 エ. 70,000円超…35,000円 ※1 新一般と旧一般の両方がある場合…両方の算出額合計（限度額28,000円）と旧一般の算出額でいずれか大きい方 ※2 新個人と旧個人の両方がある場合…両方の算出額合計（限度額28,000円）と旧個人の算出額でいずれか大きい方 ※3 一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の控除額すべてを合算した場合、限度額は70,000円となります。	
	配偶者 控 除	一 般	33万円	22万円	11万円	医 療 費 控 除 (①か②のいずれ か一方を選択)	①総所得金額等の5%と10万円の いずれか少ない方を支払総額から 差し引いた金額（限度額200万円） ②セルフメディケーション税制対 象のスイッチOTC医薬品の支払総 額から12,000円を差し引いた金額 （限度額88,000円）				
		老 人	38万円	26万円	13万円						
	合計所得金額		控 除 額								
	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	社会保険料控除		支払った保険料等の金額			
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	小規模企業等共済掛金控除		支払った共済掛金の金額			
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	寡 婦 控 除		2 6 万 円			
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	ひ と り 親 控 除		3 0 万 円			
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	勤 労 学 生		2 6 万 円			
						特 別 障 害 者 控 除 (同 居 の 場 合)		3 0 万 円			
5 3 万 円											
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	普 通 障 害 者 控 除		2 6 万 円				
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	扶養控除	一 般		3 3 万 円			
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	特 定		4 5 万 円					
				老 人		3 8 万 円					
				同 居 老 親		4 5 万 円					
				1 6 歳 未 満		0					
				基礎控除		43万円					

1. 控除額の計算(限度額70,000円)
- ①新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料
ア. 12,000円以下の場合…全額
イ. 12,000円超32,000円以下…支払額×1/2+6,000円
ウ. 32,000円超56,000円以下…支払額×1/4+14,000円
エ. 56,000円超…28,000円
②旧一般生命保険料・旧個人年金保険料
ア. 15,000円以下の場合…全額
イ. 15,000円超40,000円以下…支払額×1/2+7,500円
ウ. 40,000円超70,000円以下…支払額×1/4+17,500円
エ. 70,000円超…35,000円
※1 新一般と旧一般の両方がある場合…両方の算出額合計
(限度額28,000円)と旧一般の算出額でいずれか大きい方
※2 新個人と旧個人の両方がある場合…両方の算出額合計
(限度額28,000円)と旧個人の算出額でいずれか大きい方
※3 一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の
控除額すべてを合算した場合、限度額は70,000円となります。
- ①支払った地震保険料が地震保険料だけの場合
ア. 50,000円以下の場合…支払った保険料×1/2
イ. 50,000円を超える場合…25,000円
②支払った地震保険料が旧長期損害保険料だけの場合
ア. 5,000円以下の場合…全額
イ. 5,000円以上15,000円以下…支払額×1/2+2,500円
ウ. 15,000円を超える場合…10,000円
③両方の支払いがある場合
①で求めた金額+②で求めた金額(限度額25,000円)